

諸 課 題 検 討 会 記 録

令和 7 年 5 月 2 2 日（木）

杉 並 区 議 会

目 次

正副会長の選出	3
杉並区議会諸課題検討会設置要綱について	4
検討課題について	7
今後の検討の進め方	1 1

諸 課 題 検 討 会 記 録

日 時	令和7年5月22日（木） 午後1時26分～午後2時09分			
場 所	第3・4委員会室			
出席委員 （13名）	会 長	矢 口 やすゆき	副 会 長	山 本 ひろ子
	委 員	わたなべ 友 貴	委 員	富 田 た く
	委 員	小 池 めぐみ	委 員	安 田 マ リ
	委 員	赤 坂 たまよ	委 員	渡 辺 富士雄
	委 員	奥 田 雅 子	委 員	ブランシャール明日香
	委 員	田 中 朝 子	委 員	安 斉 あきら
	委 員	堀 部 やすし		
欠 席 委 員 （1名）	委 員	ほらぐち ともこ		
委員外出席	（なし）			
出席説明員	（なし）			
事務局職員	事 務 局 長	秋 吉 誠 吾	事 務 局 次 長	村 野 貴 弘
	議 事 係 長	蓑 輪 悦 男	担 当 書 記	福 島 伊 織
	担 当 書 記	上 田 直 輝		

(午後 1時26分 開会)

事務局次長 これより諸課題検討会を開会いたします。

本日は初めての検討会となりますので、会長が選出されるまでの間、事務局で進行を進めさせていただきます。

なお、ほらぐち委員より、本日は欠席するとの連絡を受けておりますのでお知らせいたします。

《正副会長の選出》

事務局次長 それでは、正副会長の選出を行います。杉並区議会諸課題検討会設置要綱第3条第2項の規定により、会長は委員の互選によって選出となっておりますが、いかがいたしましょうか。

山本委員 矢口やすゆき委員を推薦したいと思います。この検討会は、議運で設定された課題を検討してほしいということで設置されたものと理解していますが、これまで議運理事会で参加されていた矢口委員は、そういったことの経緯を承知されているかと思います。また、議運との連携という意味でも自民党会派からの選出がふさわしいのではないかと思いますので、推薦させていただきたいと思います。

事務局次長 推薦がありました矢口やすゆき委員を会長にお願いしてはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局次長 異議がありませんので、矢口やすゆき委員に会長をお願いしたいと思います。

矢口委員は、会長席に移動をお願いいたします。

会長 会長に御推挙いただきまして、ありがとうございました。諸課題検討会、今、山本委員のほうからもありましたが、議運理事会、議運等でもこれまで様々な課題があったと。それをようやく検討の場をつくって、皆さんで議論していこうというふうな場が今回の場になります。なので、皆さんとともに、いろいろこれまでの課題も学び、共有しながら議論を重ねて、この杉並区議会のいろいろな課題を一つずつ前に進めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひとも皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

これより副会長の選出をいたします。

選出方法につきましては、私の指名で異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 異議ないものと認めます。

それでは、副会長に山本ひろ子委員を指名いたしますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 異議ないものと認めます。副会長は山本ひろ子委員に決定いたしました。

副会長に就任の御挨拶をお願いいたします。

副会長 ただいま副会長に就任いたしました山本ひろ子です。会長をしっかりと補佐し、また、このテーマについては、私も常々検討していかなければいけないと思っていたテーマも含まれておりますので、皆さんと闊達な意見交換、議論ができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 それでは、議題に入る前に皆様をお願い申し上げます。発言の際は着座のままで構いませんが、速記者の方が入っております会議体になりますので、私が指名をさせていただいてから発言いただくように、御協力をお願いいたします。

《杉並区議会諸課題検討会設置要綱について》

会長 それでは、杉並区議会諸課題検討会設置要綱について、事務局から説明をお願いいたします。

議事係長 私のほうから資料のほうを説明させていただきます。

最初に、資料１、杉並区議会諸課題検討会設置要綱を御覧いただければと思います。この要綱ですが、議運理事会及び議会運営委員会で協議を経まして、今月、５月15日に、最終的には議長決裁により決定したものになります。

次に、条項のほうに入りますが、第１条、設置のところですが、「議会運営委員会が指定する課題を検討するため」と。３点課題を議運のほうから指定を受けておりますが、その議運の指定する課題を検討する検討会、そういう位置づけになります。

第２条から７条につきましては、説明を省略させていただきます。

第８条、会議の公開ですが、この検討会は公開とすると。２項のほうで、傍聴の取扱いについては、委員会傍聴に関する取扱いに準ずるということで、公開の一般傍聴可能な会議体ということになります。

第９条の記録のところですが、検討会の記録は、要点筆記とし、委員会の承認を得た後、公開すると規定されております。こちらにつきましては、具体的には議運理事会の記録の扱いと同じようにしたらどうかと考えておりまして、速記者に入っていただき、事務局のほうで記録ができましたら、LINE WORKS 等で全委員に事前に周知をしまして、次のこの検討会の場で記録について御確認いただき、確認が取れましたらホームページで公開する。一応そういう流れを考えてございます。

次に、第10条、報告のところですが、「検討会は、第１条に規定する課題を検討した

結果を議会運営委員会に報告する。」、課題について検討が終われば議運のほうに報告するという流れになっております。

最後ですが、附則のところを御覧いただければと思います。附則の2項になりますが、「この要綱は、令和9年4月30日限り、その効力を失う。」と。これは、この設置要綱の有効期間は現在の議員の任期までということになります。3つの課題について、何らかこの議員の任期中に報告できるような形でまとめる必要があるのではなかろうかと考えております。

要綱の説明についてはひとまず以上です。

会長 ただいま事務局より要綱の説明をいただきましたが、こちらについて、何か質問、懸案ございますでしょうか。

安田委員 1点質問させていただきたいと思います。第9条の「検討会の記録は、要点筆記とし、」というふうにあります、その要点筆記というのはどれぐらいの要点なのかということと、この要点筆記とした理由や経緯があれば伺いたいと思います。

議事係長 この条文につきましては議運理事会の運営規程と同じ表現になっていまして、どの程度の要点かというところなんです、今、理事会の記録もホームページでPDFで御覧いただけるかと思いますが、こう言うのはなんなんですか、特に発言が乱れなければ、ほぼ発言どおり掲載していると。ですので、通常の委員会ですと委員会記録署名とか、委員会記録等、あるいは本会議録についてはほぼ忠実に発言を盛り込むのが原則にはなっているんですけども、若干その辺、多少柔軟性があると。ただ、本旨は当然変えないということで、ほぼ皆さんが発言されたものを記録として作成し公開する、そんなふう考えております。

堀部委員 1点確認します。この要綱を見ておりますと表決のルールがございません。つまり過半数で決めるのか、全会一致なのか。最終的には10条で報告をするとありますけれども、どんな報告をするかという点もどうやって決めるのか。この要綱にはルールがないんですが、この点はどう解釈したらよろしいでしょうか。

議事係長 ただいまの堀部委員の質問ですが、確かに会議の最終的なまとめ方といいますか、その部分が記載はないですが、理事会、議運でも、ここの検討会で最終的にはどのようなまとめ方をすべきだというような議論もありませんでした。あるのはこの検討会で検討して報告を出すと、文言でいえばそういう記載です。ただ、検討する場ですので、多数決でという……。この辺のところは皆さんの中で、どういうまとめ方にするか御協議いただく部分かなと思いますが、いかがでしょうか。

会長 このあたりは本当に皆さんとお話をしながら、多数決で決めていくというものでは

もちろんありません。ただ、今、任期のお話がありました。私たちの任期はあと2年ありますので、その中で正直、結論が出るかどうか。結論に向けて進めていくんですけれども、出るかどうかはちょっと分からない部分もありますが、極力、各会派の皆様、そして少数会派として代表して出ていただいている堀部委員とほらぐち委員も含めて、全議員、杉並区議会の議員の皆様がある程度納得できるような形のものを皆さんで進めていきたいなというふうには思っています。多数決とかで、もう期限があるから決めなきゃいけないんだというものではないのかなというふうには考えています。

ちょっと曖昧な形で申し訳ないですけども、以上です。

安斉委員 ちょっと私、議運のほうに出ていますので、理事会もそうなんですけれども、確かに今、堀部委員がおっしゃったように、どういうふうに進めていくんだというのは、私も抜け落ちていたなというふうに思います。ただ、理事会の中でもいろいろ議論がありまして、この問題について検討していくという話が、ある委員の方も、もう何年も前からずっと出ている、どうなんだという話もありました。何年も前から出ている話なので、一定程度やっぱりそこはクリアにしていく必要があるだろうと。そういう議論も正式にしたことがないので、今日もお辞めになった議長が言っていましたけれども、何年も懸案だった事項を俎上にのせて皆さんで話し合っていくというのがまず第一歩だと思っていますので、そういう意味で理事会のほうで、じゃ、どういうふうに議論していくのかとなったときに、今のこのメンバー構成、交渉会派プラス非交渉会派2名出ただいて、オープンな場で話をして、少し検討していったらどうかということでございましたので、最終的なまとめのほうも、これは最終的には皆さんのコンセンサスを取らなきゃいけない話なので、その決め方も、私自身は、結論をもし出すのであれば皆さんで話し合っ、どういう形で結論を導き出していくんだというのも今後決めたらいいのかなというふうに思います。

ですから、最初からこの要綱で、こういう決め方じゃなきゃいけないという話というのもなかなかやっぱり、もうずっと時間をかけて懸案事項で来ていた内容ですから、そこはちょっとラフな感じになっているかもしれないですが、そこも含めて、少しこの場でもんでいったらいいんじゃないかなというふうに、私自身は思っています。ですから、こういったような話をやっぱり皆さんでしていくことが、まず物事の解決の一步につながっていくことになりますので、そういう話の会の進め方もありなんじゃないかなというふうに私個人としては思っています。

以上でございます。

会長 今、安斉委員からもお話しあったように、まずはここで皆で議論していくんだ、そ

の決め方についても、この後いろいろ話しながら、皆さんで合意形成を図りながらやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

《検討課題について》

会長 では続いて、検討課題について、事務局から説明をお願いいたします。

議事係長 資料２、検討課題を御覧いただければと思います。検討課題につきまして読み上げさせていただきます。

１、議員定数の見直し、「議員定数のあり方について議論し、根拠条例の裏付けの明確化を含め検討をしていただきたい」。

２、願意が満たされた請願・陳情の取扱い、「請願・陳情の取扱いについて、既に願意が満たされた場合の審査結果は、各会派によって解釈が異なっており、杉並区議会としての対応について統一すべく協議していただきたい」。

３、本会議場での質疑時間や年間持ち時間制度の導入、「本会議場での質疑は、会派の人数によって配分されることで公平性が担保されることと考えるため、会派・一人当たりの年間持ち時間制度導入の検討をしていただきたい」。

説明は以上です。

会長 今の３つの課題がこれまで杉並区議会として懸案として挙がっていたもので、これを今回、皆さんとともに、この検討会の場で検討していこうというふうなものでございます。

まず、この検討課題について、何かございますか。御不明点、御質問等ある方がいらっしゃれば、挙手をお願いいたします。

小池委員 ちょっと確認させていただきたいんですけども、この検討していただきたいとかというのは、主語は議会運営委員会ということによろしいのでしょうか。特に３の「本会議場での質疑は、会派の人数によって配分されることで公平性が担保されることと考えるため」の主語は議会運営委員会ということによろしいかどうか、確認させてください。

議事係長 検討していただきたい、協議をしていただきたいという主語の部分ですが、これを遡りますと、前期の議長から改選後の次期議長へ申し送る、その課題を出していた文面がほぼそのまま使われていまして、実際の文章上は、前期の議長から次期の議長へという形で使われている表現ということになります。最後のところですが、「されることと考えるため」、ここの部分は、申し送り事項の検討をする前段として、何を課題とするか各会派から出していただいたその文言を、多少理事会で協議されています

が、ほかの課題の検討もそうですが、その表現をそのまま使っていますので、結果として、先ほどの前議長から次期議長への申し送りの中の文脈での表現ということになります。ちょっとすみません、端的なことが言えなくて申し訳ないんですが、知っている限りですとそういうお答えになるかと思います。

以上です。

小池委員 この資料はホームページなどでもオープンになるものでしょうか。もしなるとしたら、ならないとしてもですけれども、その考えるためというものの主語がどこにあるのかというものを明示していただいたほうがいいなと思うのと、議会運営委員会の中で、理事会かな、そういった意見が各会派から出たものはあると思うんですけれども、全ての会派から出たものではなくて、多分1つ2つのところに出てきたものだと思うので、それをこの検討課題の中に文言として、全体の考えるためというような意見になってしまうのはどうなのかなという懸念があります。

安斉委員 ちょっと年長議員で、期数も長くなったのであれなんですけれども、私の理解しているところ、事務局もなかなか言いにくいと思うんですけれども、多分毎回、今期であればこのメンバー48人が、あと2年後、任期を迎えると。そのときの課題を毎回毎回、前期、その前々期、課題があつて、今後の次期の区議会に何を託して、どういうものを懸案事項として解決していかなきゃいけないのかということで、交渉会派でこれをもんでいるんですよね。それぞれの会派が出してくださいということで交渉会派がそれぞれ出したもの、ですから自民党さんが出すものもあれば、公明党さん、共産党さんが出すものもある、立憲さんが出すものもある。それを交渉会派でもんで、次期にこれを申し送り事項として議長のほうから申し送っていただいて、検討してほしいという要望事項なんですね。

ですから、特定の会派が出したといっても、その当時の、もちろん共産党さんも前期、会派としてありましたから、御了承いただいている内容なんですよ。ですから、皆さんが握って、これは来期、解決していく課題だよなということで議長に託して流れてきた話なので、当然共産党さんもそのことは御了承いただいている内容だというふうに私も思っていますし、ですから、今期になっていますけれども、申し送り事項はどうしたんだということで話したときに、議長もそういう認識ですし、山田耕平さんが理事会に出ていますけれども、彼も、前期も幹事長でしたよね、了承しているんで、この今の状況になって議論していこうという話になっていますので、そこがちょっと違うんじゃないかという御意見は当たらないのかなと思いますけれどもね。

富田委員 すみません、ちょっと勘違いされているようなので、私から補足をさせていた

だきたいと思いますが、この内容についてどうこう言っているのではなくて、表現の仕方ですね。この「公平性が担保されることと考えるため」というのが、誰が考えるのかというところが不明確だと分かりづらいというふうに指摘をしているだけです。

というのは、この検討課題というふうになっているのが、この検討会全員が、この「会派の人数によって配分されることで公平性が担保される」と考えているかどうかというと、そうではないと思うんですよね。これは理事会の場でも議会運営委員会の中でもそのとおりだと思います。ですから検討課題というふうに残っていたものです。

なので、この場でこう考えるためというふうに入れられると、まるで議会の考えのようになってしまう。なので、その主語をはっきりさせたいというふうに小池が言っていると、そういうことだと理解していただければと思います。

安斉委員 これ、事務局は申し送ったものをいじっていますか。いじっていないんですか、どうですか。ちょっと確認です。

議事係長 こちらの表現なんですけど、議運理事会の資料で出された文言をそのまま掲載しています。いつの理事会かといいますと、令和5年2月28日の理事会で資料として会議にかけられた資料になります。これは経過としては、各会派から申し送り事項の課題が出されておりまして、それをある程度まとめようという形で協議を経て、多少文言整理をされた形で、一定資料として文面化されているものになります。

こちらについて、すみません、前議長から次期の議長へ申し送りされた文言としては、申し送り事項の文書がまた別途作られておりますが、そちらについては議員定数の見直しの部分は申し送り事項の中に同じ文言で入っておりまして、2番目と3番目につきましては、実際の申し送り事項の中には議会基本条例の検証という中にこの2番目と3番目が、具体的には細かくは書かれていないんですけれども、ここの検証にということで取り込まれた形で申し送り事項として次期議会のほうに申し送られて、改選後、この文面が代表者会議の中で確認されているというのが記録として残っているというものでございます。少し分かりにくくて申し訳ありませんが、そういう流れで文面はできております。

安斉委員 ということは、今、共産党さんから話が出ているんだけど、御了承いただいている内容が流れてきて、それをこれからこの会でやろうとしている話なので、その文言がどうのこうのとか、そういう話を今この場で言われてしまうと全くちょっと先に進めなくなってしまうので、その前提で我々理事会も御協議していただこうとなっているので、ちょっとそこの話をいいとか悪いとか言われ始めちゃうと、会議が先に進めないのかなと思いますけれども。

富田委員 会議が先に進めないというのも結構暴論だと思うんですけども、1つ言っておきます、私も理事会の経験者ですので。こういった申し送り事項の場合、共産党の考えとしては、一部の会派がそういうふうに主張されているものということで受け止めています。なので、私たちは、会派の人数によって分配されることで公平性が担保されることを考えるためということは考えていません。それを前提にしてお話を進めていくということでお願いをしたいと思います。

会長 いろいろ意見ありがとうございました。今回、検討課題は3つありますけれども、会派の皆さんの思い、場合によっては議員個人の思いは様々あるかと思っています。なので、そこは今この場で合意形成を図れるものとは思っていませんが、だからこそ、この場で、皆さんは会派を代表しつつ出ていただいてというところになりますので、詳しい内容等については次回以降、また資料とかも見ながら、ほかの自治体の状況とかも考えながら、共有しながら、議論を深めていきたいなというふうに思っておりますので、その点は御了承いただければなというふうに思っておりますが、よろしいですか。

安斉委員 ちょっとね、まだ議論する前に暴論とかそういう言葉を使うのは、ちょっと失礼だと思いますよ。こっちは経過を聞いていった話だから。共産党さんの考え方はあるのかもしれないけれども、それはそれでいいんだけど、暴論とか、最初からそんなけんか腰で言われても、こういう会は進められないですよ。だから、それはちょっと申し訳ない、指摘しておきますよ。失礼ですよ。

富田委員 それは大変失礼しました。暴論という言い方はちょっと失礼だったと私も反省します。謝罪します。撤回して謝罪します。

ちなみに、先ほど言った会派の人数によって分配されることで公平性が担保されることを考えていないという言い方も、この本会議場での質疑についてはこれだけでは担保されないと、そういう意味合いで言っておりますので、誤解のないようにお願いいたします。

会長 ちょっとこの内容について掘り下げていくのは、次回以降にやらせていただきたいと思いますが、それ以外、内容を掘り下げる前の時点で何かほかに言っておきたいこと、確認したいこととかはありますか。

赤坂委員 課題の確認なんですけれども、今3つ出ているんですが、この1年間で話し合うのはこの3つだけということになりますか。

会長 そうですね。ただ、この3つも、どういうふうに、どれを順番にやっていくのかというところも、順次皆さんともやりながら、あとは事務局の皆さんにも御協力いただき、他自治体の資料とかも出していただきますので、その整う状況とかも見ながら進めて

いきたいなと思います。なので、1個ずつ上から順番にやっていくというものではありません。

よろしいですか。

《今後の検討の進め方》

会長 では、今後の検討の進め方についてなんですけれども、次回からいよいよこれをもう少し深掘りしていこうというふうな話になっていくわけなんですけれども、これは年間、今期開催していくに当たりまして、様々考え方があると思います。山本副会長ともお話ししている中では、定例会ごとに掘り下げてやっていくのがいいのか、場合によっては月1回ぐらい、オンラインでも小まめに定期的にやっていくのがいいのか、いろんな開催の仕方があるかと思いますが、そのあたりについて、委員の皆様から何か御意見があればお伺いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。今後の検討の進め方だったり頻度について。

安斉委員 ちょっと私ばかり発言してしまうんですけれども、これは多分、1、2、3を含めて杉並区議会のやり方なんですけれども、やっぱり他自治体がどうやっているかというのがある程度分からないといけないと思うんですよ。これは理事会の中でもそういう話も出ました。ちょっと事務局のほうは大変な作業になると思うんですが、もちろんこれは事務局にお支えいただかないと、私どもだけでは議論しても進まない。要するに、いろんな資料がないとできないと思うんで、一定程度ちょっと期間を空けないと、事務局のほうも資料を取り寄せたり調査をしなきゃいけないので、その辺のスパンは見なきゃいけないと思うんですね。

ただ、ある程度もう資料がそろったら、あまり時間をかけずに——時間をかけずにというのは、あまり寝かさないでどんどんやっていかないと、理事会の中でも出ていましたけれども、多分合意形成を見つけるのは厳しいんじゃないかというような話もありましたので、そこはやっぱり回数をやっていかないと、いろんなことが埋まっていけないのかなというふうにありますので。

想定されるのは、一応委員として皆さん出ていますけれども、少数会派の人も含めて、他に、ここに出ていない人も含めて御意見を聞いたりとか、会派でまとめたりとかしなきゃいけないのがありますので、そこも踏まえた形でこの会の進め方をしていかないと、難しいのかなというふうに思います。その方向性だけ決まっていれば、あとは会長、副会長のほうで日程を聞いてもらって、どんどんやっていけばなというふうに思います。何か今の時点からこうしていくとかああしていくというのはなかなか難しい話なので、

ちょっと資料を取り寄せたりやってもらって、それからある程度そろったらゴーということで、があつとやっていくというのが、私はいいのかなというふうに思います。私の意見でございます。

会長 ほかに御意見ございますか。——今の安斉委員の御意見ですと、まず事務局のほうにお手数なんですけれども資料を御用意いただいて、それを基にそれぞれの課題について議論していこうというふうな御意見だったかと思いますが、例えばこの3つ分の資料をそろえていただくのに、1か月程度あれば大体大丈夫そうですか。もしかしたらその議論の中で、あれも欲しい、これも欲しいと出てくるかもしれないんですけれども、それは都度都度、また御用意いただいて、その次の回でいただいた資料を基に議論を深めていくというふうな形になるかと思いますが、いかがでしょうか。

議事係長 資料なんですけど、一定お時間頂戴するにしても、3種類全部について資料を作るのか、ある程度優先度といいますか、これとこれについて先に議論したいというような御意見があれば、それに合わせて、そちらを優先してある程度準備をして、後半のところでまた、まだ検討していない資料を作るというような体制ができると事務局的にはありがたいところですが、その辺いかがでしょうか。優先的なものを絞っていただけると助かるなというのが、ちょっと要望です。

副会長 事前打合せのときに、どのテーマからやっていこうかみたいな話も話合いをしたんですけれども、やはり資料は必要だろうと。他区の状況等も知りたいし、その中で議論を深めていきたいという話がありまして、資料を用意していただくにも時間がかかるので、全部そろってからだと遅くなってしまうので、やっぱり事務局のほうで、このテーマについては一定の資料が集まりましたという時点で、そのテーマからやっていくのがいいんじゃないかというような、事前打合せではそうした話合いもありましたので、そんなところでいかがかなというふうに思うんですけれども。

会長 今回1回目なんですけれども、次回の日程の候補を皆様のほうからお出しいただきまして、一応いただいた中で予定が合いそうなのが6月25日水曜日の午後1時からなんですけど、例えばそこまでに1回事務局のほうで可能な範囲で資料を御用意いただいて、事前に何日間か前に、この検討会の皆様のほうにお配りした上で、順番に議論をしていくというふうな形が何となく現実的なのかなと思いますけれども、今、勝手にごりごり進めちゃっているけれども大丈夫ですか。何かありますか、御意見。

わたなべ委員 取りあえず、何か順番で強い思いがある委員がいらっしゃらなければ、それでよろしいかと思うので、それを聞いてみたらどうでしょうか。

田中（朝）委員 順番的にはどれも必要なことですので、例えば資料がそろったところか

らでもいいとは思いますが、この1番の議員定数の見直しのところで、これがもしも減らすとか増やすとか、数を変えるということになると、これは条例とか要綱とか、何か変えるものがあるような気がするんですけども、となると、あまりこれをぎりぎりにするわけにもいかないかなと。2年後に選挙がありますよね。そのときから変えるんだったら、ちょっと半年以上は前に決めておかないといけないようなことじゃないかなと思うので、もしもこれでそういう数字のことまで入る可能性があるんでしたら、あまり気を長くはしておけないんじゃないかという感じはします。

安斉委員 今、田中委員からお話があったことですが、理事会の中でちょっと出たのは、議員定数の話はお手盛りで決めている、そうあってはいけないんだというような——私が言ったわけじゃないですよ——ことを言った理事の方もいるんですよ。やっぱりこれは、区民の方がどう思っているかというのも参考にしなきゃいけないんじゃないかというような議論がありました。ということは、この会でそこまで踏み込んだ話になるか分からないですけども、一定程度やっぱり、各23区なら23区の人口だったり定数だったりというのもありますが、区民感情として今どうなんだということも理事会の中では1つ出ていまして、それを調査するべきなんじゃないのという話もありましたから、ぜひそういう意味ではお手盛りにならないように、この会の中でもそういった調査をするのかどうなのかもお諮りいただいたほうがいいのかなと思います。

最終的には、私も選挙を何回も経ていますが、区民の方からいろいろな御要望をいただいている中で、ちょっと議員の人数が多いんじゃないのというような声も実際にあります。ですから、区民の方が本当にどう思っているのかということのも実際の調査をかけないと、何人がいいだろうということのも、私も48人だけじゃなくて、やっぱり株主である区民の方の御意見というのは非常に重要だと思いますので、そういうことも含めた話になると、ちょっとこれは時間がかかるのかなと思いますから、もしやるのであれば、そういう調査を先にやっておいてもらって、それが出てから議論するとか、そういうのもありなのかなと思います。この辺は、1番は計画性を持ってやらないと、ちょっと時間切れになっちゃったりする可能性がありますので、そのような視点でやっていただいたほうがいいんじゃないかなというふうには思っております。

会長 ほかに何かございますか。

赤坂委員 事務局のほうで例えば調査をしていただいて、その資料を私たちがいただいて、多分各会派で話し合わなければいけないので……。

会長 そうですね。

赤坂委員 はい。その辺の時間をどういうふうに使っていくのかということのも、ちょっとこ

の1回目でも、もしよろしければ決めていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

会長 次回まで1か月とか二、三週間とかある程度期間は取りつつ、各会派、皆さんに持ち帰って検討していただく時間はもちろんつくろうというふうに考えています。ちょっとそのあたりが具体的にどれぐらいですというところまでは言えないんですけども、もちろんここで話した内容を各会派に持ち帰って議論していただいて、また次に持ってきてもらう形で進めていきたいというふうには思っていますので、その時間はしっかり取っていく予定です。

赤坂委員 分かりました。1回目が、例えば6月25日が今、第1候補で挙がっているとしたら、その1回目に話し合うものが何なのか、それについて調査したものがこういうふうにありますというものを、じゃ、いついただけるのか。その25日だったらその前に会派で話し合わないといけないと思うので、ちょっとその辺を考えていただけたらと思いました。

会長 分かりました。では、そのあたりはこちらも検討した上で進めていきたいと思えます。

ほかに何か御意見ございますか。——そうしましたら、次回、6月25日水曜日の13時からということで、すみません、皆さんの御予定をまずは仮で押さえさせていただきつつ、今、赤坂委員からもお話しありました、また、田中委員、安斉委員からもお話しありましたし、期間的にすぐにできるものだったり、事前調査が必要なもの、それぞれあると思いますので、そのあたりは副会長、事務局とともに一旦話をしながら、事前にお渡しできる資料はお渡しさせていただいた上で、各会派の皆さんのほうでも検討していただいた上で、6月25日の13時を迎えられるのか、もしくはいろんなものが用意できない場合は、場合によっては6月25日はリスクをさせていただいて、もうちょっと先で設定させていただくかもしれませんが、ちょっとそのあたりはまた改めて、こちらの事務局の皆さんの状況も踏まえて検討して、御連絡をさせていただきたいと思えます。

ちょっとふわふわしているけれども、こんな感じで進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。——では、すみません、いろいろと今日も議論いただきましてありがとうございます。次回の日程に関しましては、仮という形ではありますが、6月25日水曜日の13時からで、事前に皆さんのほうにも資料だったりテーマの内容も含めて御連絡させていただいた上で、会派の中で協議いただいた上でそれを持ってきたで体制で進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

ほかに何か御意見はございますか。

小池委員 質問でいいですか。大体年間通してというか、次までに1年間でどれぐらい回数をやりたいとかというような会長、副会長のお考えはあるのでしょうか。あったらお聞かせいただきたいと思います。

会長 最低でも各定例会の頻度ではやりたいなと思っています。ただ、あと議論の進捗状況、資料の確認状況とかも含めて、もうちょっと増やせれば増やしたいなと思っていますし、時期によっては、空いている時期とぎゅっと詰まっている時期とかが出てくるかもしれませんが、最低でも定例会の回数はやっていきたいというふうに思っています。

小池委員 あと、要綱のほうにある第10条の議会運営委員会への報告ですけれども、これは毎回この検討会が終わった後に、次の議会運営委員会に報告するという理解でよろしいのでしょうか。

会長 これはある程度まとめて、年間であつたりとか、場合によっては1個決まったものを各会派の皆さんに共有して、じゃ、1番だけ決まったので上げていくとか、多分そういうふうな形になると思います。毎回毎回この途中経過を上げていく予定はありません。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 なければ、次回の諸課題検討会は6月25日水曜日13時からの開催を予定させていただきます。

本日の検討会はこれで閉じます。

(午後 2時 9分 閉会)